日本年金機構法(平成19年法律第109号)

(業務の委託等)

第三十一 条 機構は、 厚生労働大臣の定める基準に従って、 第二十七条に規定する業務の一 部を委託するこ

とができる。

2 つ その他の当該委託を受けた業務に従事する者(次項にお た者は、当該業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。 前項の規定により委託を受けた者(その者が法人である場合にあっては、その役員)若しくはその いて「受託者等」という。) 又はこれらの者であ)職員

3 第二十条の規定は、受託者等について準用する。

附則

(基本計画)

第三条 金事業の適正かつ効率的な運営を図るため、 第五条第二 政府は、社会保険庁長官から厚生労働大臣及び機構への業務の円滑な引継ぎを確保し、政府管掌年 項において「基本計画」という。)を定めるものとする。 機構の当面の業務運営に関する基本計画(以下この条及び附

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 基準その他の業務の委託の推進についての基本的な事項 機構が自ら行う業務と第三十一条第一項の規定により委託する業務との区分、 委託先の選定に
- 機構 の設立に際して採用する職員の数その他の機構の職員の採用についての基本的な事
- 3 政府は .関し専門的な学識又は実践的な能力を有し、 第 項の規定により基本計画を定めようとするときは 中立の立場で公正な判断をすることができる学識経験者 あらかじ め 政 府管掌年金又は経営管

の意見を聴くものとする。

(職員の採用)

第 八 用 の基準を提示して、 設立委員は、 社会保険庁長官を通じ、 機構 の 職員 の募集を行うものとする。 その職員に対 Ų 機 構 の 職 員 の労働条件及び 機 構 の 職 員 の 採

- 2 となる意思を表示した者の中から、 基準が提示され 社会保険庁長官は、 その名簿を作成 たときは、 して設立委員に提出するものとする。 前 項 機構の職員となることに関する社会保 の規定によりその職員に対し、 当該機構 の 職員の採用 機構の の基準に従い、 職 険 介の 員 の労働条件及び機構 職 機構 員 の 意思を の 職員となるべき者を選定 確 認 : の 職 機 員 構 の 採 (1) 職 用 員
- 3 用 される。 の法律の 前項 の名簿に記載された社会保険庁の職員のうち、 施 行の際現に社会保険庁の職員であるものは、 設立委員から採用する旨の通知 機構の成立の時におい て 機構の職員として採 を受けた者であって
- 4 規定に 第一 よる職員 項の規定により提示する労働条件の内容となるべき事項、 の 意 思の確認の方法その他前三項の規定の実施に関し必要な事項は、 同項の規定による提示の方法、 厚 生労働省令で定め 第二項 の
- 5 会議の意見を聴くものとする。 で公正な判断をすることができる学識経験者のうちから厚生労働大臣 設立委員は、 機構 の 職員の採否を決定するに当たっては、 人事管理に関し の 承認: 高 を受けて選任する者からなる い識見を有し、 中 立 の 立 場
- 6 構 が た行 の 職 為及 員 の採用 び機 に 構に対してなされた行為とする。 つい て、 設立委員がした行為及び設立委員に対してなされた行為は、 それぞれ、 機